

堺市開発行為等の手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則

堺市開発行為等の手続に関する条例施行規則（平成15年規則第82号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第85条第5項本文又は第6項本文」を「第85条第6項前段若しくは第7項前段又は第87条の3第6項前段若しくは第7項前段」に改める。

第4条第1項第5号中「建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令」を「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令」に、「第2条第1号」を「第2条第1項第1号」に改め、同項第6号中「第57条」を「第93条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。